

(法第 10 条第 1 項第 7 号)

令和 6 年度事業計画書

特定非営利活動法人 フードバンクそお

1 事業実施の方針

当法人設立初年度は、任意団体としてフードバンク事業を初めて 6 年目となる。これまでのフードバンク活動に加えて、法人格を取得し、寄付食品の拡大を図る。

子ども食堂や子どもの居場所等に対して食材等を提供するが、今後の支援団体の増加と需要増に対応できるように、当法人の目的及び事業に対する社会の要望に応えるため、本年度においては、企業や団体等にフードバンク事業の必要性について啓発や基盤整備を図る。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	具体的な事業内容等	事業費の予算額 (千円)
フードバンク事業	事業内容：食品ロス削減、生活困窮者支援等を目的に、企業、団体、個人から食品等を受入れ、生活相談支援センター等と連携して必要な家庭等へ食品等の提供を行う。 実施時期：随時 対象者：困窮家庭、ひとり親等で支援が必要な家庭	10
食のセーフティネット事業	事業内容：緊急に支援が必要な家庭等に対して食材等の提供を行う。 実施時期：通年 対象者：困窮家庭等で支援が必要な家庭	5
啓発事業	事業内容：フードバンクやフードドライブ、フードパントリーについて理解、寄付による社会貢献、食品提供のしくみへの周知等を図る。 実施時期：随時 対象者：地域住民、企業、団体	5
相談支援事業	事業内容：各種相談員と連携して相談支援を行う。 実施時期：通年 対象者：障害者や生活困窮者、子育て世帯等	15

(2) その他の事業

事業名	具体的な事業内容等	事業費の予算額 (千円)
研修事業	事業内容：会員に対する研修事業の実施	10

(法第 10 条第 1 項第 7 号)

令和 7 年度事業計画書

特定非営利活動法人 フードバンクそお

1 事業実施の方針

法人化から 2 年目、任意団体設立から 7 年目となる。困窮世帯への宅配事業を行う団体や、子ども食堂、子どもの居場所等に対して食材等を提供する。今後の支援団体の増加と需要増に対応できるように、企業や団体等と当法人の目的及び事業に対する社会の要望に応えるため、本年度においても、フードバンク運営事業の必要性について啓発や基盤整備を重点的に行う。より多くの食品の受領と支援団体の繋がりを進め、支援団体の利便性を図る。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	具体的な事業内容等	事業費の予算額 (千円)
フードバンク事業	事業内容：食品ロス削減、生活困窮者支援等を目的に、企業等から食品等を受入れ、相談支援機関等と連携し必要な家庭等へ食品等を提供する。 実施時期：随時 対象者：困窮家庭、ひとり親等で支援が必要な家庭	10
食のセーフティネット事業	事業内容：緊急に支援が必要な家庭等に対して食材等の提供を行う。 実施時期：通年 対象者：困窮家庭等で支援が必要な家庭	5
啓発事業	事業内容：フードバンクやフードドライブ、フードパントリーについて理解、寄付による社会貢献、食品提供のしくみへの周知等を図る。 実施時期：随時 対象者：地域住民、企業、団体	5
相談支援事業	事業内容：各種相談員と連携して相談支援を行う。 実施時期：通年 対象者：障害者や生活困窮者、子育て世帯等	15

(2) その他の事業

事業名	具体的な事業内容等	事業費の予算額 (千円)
研修事業	事業内容：会員に対する研修事業の実施	10
農林業体験提供事業	事業内容：収穫体験や植樹体験を主催・サポートする。 実施時期：随時 対象者：子どもや親、一般参加者 50 名程度	0